

基山町農業委員会会議録

令和5年5月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	—	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第9号議案	農地法第5条の規定による許可申請	2件
第10号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	14件
報告第4号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	2件
報告第5号	使用貸借による解約通知受理報告	8件
その他(1)	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について	1件
その他(2)	農地利用最適化アンケート調査について	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和5年5月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和5年第5回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。また、4番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。

4番委員退室

事務局 議案第9号1番 朗読

この件につきましては、宅地分譲用地として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、譲受人の事業規模拡大と住宅地拡大による人口増発展に寄与するため、15,925㎡、52棟分の分譲地を計画されています。その他候補地についても検討がされましたが、金額でおりあいが見つかず、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、町役場等から概ね500m以内の区域であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、憩の家の北側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

問題ないと思われまます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号2番について、事務局より説明をお願いします。

4番委員入室

事務局 議案第9号2番 朗読

この件につきましては、宅地分譲用地として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、隣接する第1種低層住居専用地と一体的に住宅用地としての土地利用を図るため、9,168㎡、31棟分の分譲地を計画されています。

その他候補地についても検討がされましたが、所有者の意向により希望する面積の確保が出来ず、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に医療施設と教育施設が存する農地であることから、原則転用許可の第3種農地区分要件「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)」に該当する農地と、概ね10ha以上の規模の一団の農地であることから第1種農地区分要件「第2の1の(1)のイの(ア)のa」に該当する農地となっており、許可基準については住宅の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可基準「第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)」に該当すると考えております。申請地は、第1区、金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

排水の問題があると聞きましたが解決したのであれば問題ないと思われま

園部推進委員

地域での説明会では了解を得ていると聞いていますが、排水の確認ができれば問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号2番について許可

したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号1番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆あたり12,500円です。場所は、第1区长谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

認定新規就者で、現在ソラマメを栽培されています。問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号2番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区正応寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

農業用機械も所持され、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号3番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

家族で農業経営をされています。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号4番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区公民館付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 1 番委員

認定農業者で経営規模を拡大されます。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号5番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第4区下の原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

親からの代から引き続きで今回ご子息が借り手となります。問題ないと思われれます。農業委員会でも見守りたいと思います。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号5番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号6番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区城戸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

8番委員

経営規模を拡大されます。問題ないと思われそうです。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号6番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号6番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号7番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第6区城戸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

8番委員

経営規模を拡大されます。問題ないと思われそうです。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号7番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号8番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山PA付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

手広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号8番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号9番から14番については再設定ですので朗読は省略します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号9番から14番

9番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10aあたり水稻30kgです。場所は、第1区长谷川集落にある圃場です。

10番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は2年です。賃借料は10aあたり5,000円です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

11番につきましては、期間満了に伴う再設定により貸借権を設定するものです。期間は7ヵ月です。賃借料は10aあたり7,000円です。場所は、鳥栖

ジャンクション付近にある圃場です。

12番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は1年です。場所は、第3区向平原集落付近にある圃場です。

13番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区引地集落付近にある圃場です。

14番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は4年です。場所は、第4区下の原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期満了に伴う再設定ですが借り手はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号9番から14番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第10号9番から14番について、全員一致で決定します。次に、報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号1番

この件につきましては、借受人が市街化区域にある農地に居宅を建設するために、農地を転用するものです。令和5年4月18日付けで受理しております。場所は、第3区上町集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第4号1番を終わります。

次に、報告第4号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号2番

この件につきましては、譲受人が市街化区域にある農地に居宅を建設するために、農地を転用するものです。物件の工程管理が不十分であり、届出前に土地の造成を行ってしまったということで顛末書が出されており。現在、工事は中断しております。今回、転用の届出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、高島団地西側入口付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第4号2番を終わります。

次に、報告第5号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号1～8番

この件につきましては、借人の要望（高齢による労力不足）により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、園部三ヶ敷集落付近、第5区大城集落付近、第6区城戸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第5号1～8番を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和5年5月2日

署名人

議 長

委 員

委 員